



海浜清掃ボランティアのみなさまへのお願い

ボランティア活動を実施する際には、下記の方法によりお願いいたします。詳細は八丈町役場住民課環境係（☎2-1123）にお問い合わせください。

- 1 実施前に八丈町役場住民課環境係に事前連絡
- 2 清掃前の状況を撮影
- 3 集めたごみと清掃後の状況を撮影
- 4 集めたごみは分別して各施設へ搬入

野鳥の死がいを見つけたらどうする？

◆直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません

野鳥は、環境の変化や餌がとれないなど、様々な原因で死亡します。野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

渡り鳥が島で見られる季節になりました。死亡した野鳥を見つけたら、次のことにお気をつけ下さい。

◆死亡した野鳥は素手で触らない

野鳥は鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫をもっています。もし、死んでいる野鳥を見つけたら、**死がいを素手で触れない**ようにして、土に埋めてあげるか、ビニール袋に入れてきちんと封をして、燃やせるゴミとして処分して下さい。日常においても、野鳥への過度な接触や餌やりは控え、糞にも直接触れないよう心がけて下さい。

◆同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら

下記連絡先までご連絡下さい。

産業課林務担当 ☎2-1113

相談したいとき、
お電話ください。

生活に困窮
している

住居を
失いそう

配偶者や恋人
からの
暴力の悩み

不安や悩みに寄り添い、対応します。
お気軽にご相談ください。

総務課福祉担当 ☎2-1112

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方を対象とした「特別障害者手当・障害児福祉手当」の認定、支給を行っています。

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

ひとり親家庭の父母等や配偶者のいない女性に対し、修学・就職・転宅等、必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。お子さんが入学するために必要な資金の貸付もあります。

申込みを考えている方や相談したい方は電話予約が必要ですので、福祉担当（☎2-1112）までまずはお電話ください。

八丈ビジターセンター 行事予定表

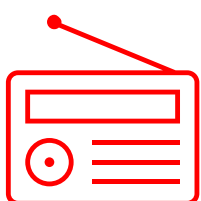


- 10/11(日) ゆるり自然観察会「花に集まる虫」
10/24(土) 八丈学講座「秋の虫を探してみよう！」
特別講演会「天然記念物の鳥たち」
11/ 8(日) ゆるり自然観察会「この種、誰の」
11/28(土) 八丈学講座 大人クラフト「スワッグを作ろう」
12/13(土) ゆるり自然観察会「綿毛比べ」
12/19(土) 特別行事「小さなツリーを作ろう」
12/20(日) 特別行事「リースを作ろう」
12/26(土) 八丈学講座「鳥の巣箱を作ろう！」

山でのお願い

－11/15(日)～2/15(月)は狩猟期間です－

この期間中は、狩猟者が山に入って狩猟を行います。狩猟を安全に行うよう狩猟者へ事故防止について指導していますが、より一層の安全確保のため、山など野外で活動する場合は、自分の存在を周囲に知らせてください。



✓ ラジオ等の音が出るものを携帯し



✓ できるだけ目立つ服装で

産業課林務担当 ☎2-1113

都星人
Tokyo☆



ふくほう

東京都とあなたをつなぐ新しい仲間！
地球によく似た惑星「都星(とせい)」から調査員として派遣された3体。
4月号から1体ずつ紹介中！
プロフィールはQRコードより都HPをチェック✓

居住地 多摩地域



ちょっとクールだけど愛情に溢れた、頼れるものしり。情報収集能力に長けており、都政情報にも精通している。個性豊かなチームをまとめるため日々奮闘。

支庁の風 Web版はこちらから



東京文化財ウィーク2026 <八丈島・青ヶ島>

今年の秋は島の文化財に触れ、島の歴史や文化を楽しんでみてはいかがでしょうか？

※展示内容等は変更となる場合があります。

<凡例>

特別公開事業

企画事業

文化財の名称

①公開日時／料金
②文化財の説明

大賀郷地区文化財めぐり

- ①10/17(土) 13:30～15:30／無料
- ②大賀郷地区にある文化財や史跡などを徒歩でめぐります。
※詳細は広報はちじょう9月号にて

八丈島の民謡

- ①10/31(土) 13:30～16:00／無料
- ②八丈島に古くから伝わるショメ節・太鼓節（八丈太鼓実技）・春山節は、宴席など人が集まるときにはよく歌われています。ぜひ島の伝承者の心意気を直に体験しましょう。

八重根のメットウ井戸

- ①通年 終日／無料
- ②「メットウ」とは、八丈の方言で「ギンダカハマ」という貝を指し、形状が似ていることから「メットウ井戸」と呼ばれています。この井戸は飲料水、畜産、養蚕、酒造など産業用水として利用されていました。

檣立の手踊

- ①通年 10:00～10:30／大人350円、子供200円（障がい者の方無料）
- ②手踊は服部屋敷で通年公開しています。手踊は江戸時代の流民や漂着者、江戸と八丈を往復した御用船の乗組員たちが伝えたといわれる各地の盆踊りを集めてまとめたものです。毎年旧盆の8月13～15日に地域の住民によって踊り継がれています。

檣立の場踊

- ①10/24(土)～11/3(火・祝) 10:00～10:30／大人350円 子供200円（障がい者の方無料）
- ②「檣立の手踊」と同時に公開しています。踊り手が円を作り江戸中期までに流行した風流歌に合わせてゆっくりと踊ります。平成17年東京文化財ウィーク東京都知事表彰を受賞しています。

八丈島西山ト神居記碑

- ①通年 終日／無料
- ②天保5年（1834）に建立されたもので、多くの島民の食糧難を救ったといわれる島民高橋与一と、伊豆代官羽倉外記の勇気を記念した碑です。

天然記念物の鳥たち

- ①10/24(土) 19:30～21:00／無料（小学生以上）
- ②（公財）日本野鳥の会の山本裕氏を講師に迎え、天然記念物に指定されている野鳥の現状や天然記念物指定の意義についての講演会を実施します。
※定員55名 締切10/24(土)
詳細は八丈ビジターセンター（☎2-4811）にて

近藤守真墓

- ①通年 終日／無料
- ②近藤富蔵守真は蝦夷地の探検で有名な近藤重蔵の嫡男で人を殺した罪で八丈に流されました。流人生活を送りながら、『八丈実記』の著述、芸術・文芸活動に励み、島の文化の向上に大きな役割を果たしました。

八丈島民政資料

- ①10/24(土)～11/3(火・祝) 9:00～16:30／無料
- ②旧八丈島役所に伝来する文献資料で、流人に関する記録や編纂物などです。近世以降の八丈島の歴史や、離島村落の実態を把握する上で重要な資料群です。

銅板源為朝神像、八丈島湯浜遺跡出土品、八丈島内出土磨製石斧

- ①通年 9:00～16:30／八丈島歴史民俗資料館入館料による
- ②考古学資料、工芸品、歴史資料等、展示公開しています。

梅辻規清墓

- ①通年 終日／無料
- ②梅辻規清は江戸時代後期の神道家で、鳥伝神道の創始者です。その独創的な神道説は幕府の嫌疑を受け、弘化4年(1847)八丈島に流罪となり、文久元年（1861）赦免の使者を待たず、中之郷の配流先で没しました。

紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝

- ①10/26(月)～11/3(火・祝) 8:30～17:00（12:00～13:00を除く）／無料
- ②名主佐々木次郎太夫（1768-1852）の業績を記したもので、安政4年（1857）に制作されたものです。（希望者に公開）

紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝

青ヶ島
芸能保存館
共同墓地
青ヶ島
小中学校

青ヶ島の島踊り

- ①11/1(日) 13:00～16:30／無料
- ②近世から近代にかけて本土から様々な形で伝播した唄に踊りがつき、島独自の形に変化しながら伝承されているものです。現在も8月の盆踊り、9月の月見踊りなどで村人たちに唄い踊り継がれています。

佐々木次郎太夫伊信墓

- ①通年 終日／無料
- ②天明の噴火（1783-85）により無人となった青ヶ島の復興に尽力した名主佐々木次郎太夫（1768-1852）の墓です。

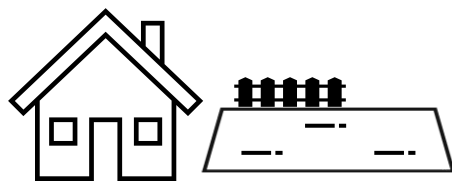
青ヶ島の文化財講座

- ①11/1(日) 14:00～16:00／無料
- ②青ヶ島にある様々な文化財を紹介します。

不動産取得税とは？



家屋の建設
(新築、増築)



家屋や土地の
購入・贈与

など不動産の所有権を取得したときに**一度だけ課税**される都税です。有償・無償の別、登記の有無に関わらず課税されます。
※相続により取得した場合等、一定の場合には課税されません。

対象の方には、納税通知書を送付します。納期限までに納付をお願いします。
※取得から課税までに相当の時間を要する場合があります。



税額の計算

不動産取得税＝課税標準額×税率(3～4%)

※課税標準とは、**実際の売買価格ではなく、原則、固定資産課税台帳の固定資産評価額をいいます。**

※令和9年3月31日までに取得した宅地(宅地と評価されている土地)は課税標準額が1/2になります(本措置は延長される可能性があります)。

軽減措置

不動産取得税には、要件を満たすことで税の負担を軽減する軽減措置が設けられています。

	新築住宅	中古住宅	土地(住宅用)
要件	令和8年3月31日以前に取得した場合 床面積が50㎡以上240㎡以下 令和8年4月1日以降に取得した場合 床面積が40㎡以上240㎡以下	①個人が自己の居住用に取得したこと ②床面積が50㎡以上240㎡以下 ③耐震基準を満たしていること (昭和57年以降に新築されたこと)	住宅の軽減要件を満たし、その住宅の敷地を一定期間内に取得したとき
控除額 減額額	1,200万円が課税標準額から控除 ※価格が1,200万円未満の場合はその額	住宅の新築年月日に応じて一定の額を課税標準額から控除	次のいずれかの高い金額を税額から減額 ①45,000円 ※税額が45,000円未満の場合はその額 ②土地1㎡当たりの価格×住宅床面積の2倍(上限200㎡)×取得した住宅の持分×3%

詳細は、[主税局HP「不動産取得税」](#)をご確認ください。

総務課税務担当 ☎ 2-4511